第八十一条の二十第一項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「同条第二項第四号」を「同条第四項第四号」に、「又は第二項第四号」を「又は第四項第四号」に改める。

第八十一条の二十一第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「とする。次項において同じ。）」を「。以下この号及び次項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改め、同条第二項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含む。）」に、「当該変更後の氏名又は名称及び住所」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「当該届出書に記載し、又は記録した氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第八十一条の二十一第三項中「前項の氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「前項各号に掲げる場合に該当することとなつた」に改める。

第八十一条の二十五第一項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「同条第二項第四号」を「同条第四項第四号」に、「又は第二項第四号」を「又は第四項第四号」に改める。

第八十一条の二十九第一項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「同条第二項第四号」を「同条第四項第四号」に、「又は第二項第四号」を「又は第四項第四号」に改める。

第八十一条の三十三第一項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第二項中「同条第二項第四号」を「同条第四項第四号」に、「又は第二項第四号」を「又は第四項第四号」に改める。

第八十一条の三十四第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「とする。」を「。以下この号及び」に改め、「同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第二項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含む。）」に、「当該変更後の氏名又は名称及び住所」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「当該届出書に記載した氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第八十一条の三十六第二項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同条第三項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「とする。次項において同じ。）」を「。以下この号及び次項において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改め、同条第四項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含む。）」に、「当該変更後の氏名又は名称及び住所」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「当該届出書に記載し、又は記録した氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第八十一条の三十六第五項中「前項の氏名若しくは名称又は住所の変更をした」を「前項各号に掲げる場合に該当することとなつた」に改める。

第八十一条の三十八中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。

第八十一条の三十九第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「とする。次項」を「。以下この号及び次項」に改め、「同じ。）」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」を加え、同条第二項中「その氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「次の各号に掲げる場合に該当することとなつた」に、「その変更前の氏名又は名称及び住所並びに変更後の氏名又は名称及び住所」を「当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、その変更前の氏名又は名称、住所及び個人番号を含む。）」に、「当該変更後の氏名又は名称及び住所」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項」に、「当該届出書に記載した氏名若しくは名称又は住所を変更した」を「第一号に掲げる場合に該当することとなつた」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その者の氏名若しくは名称、住所又は個人番号の変更をした場合　その者のその変更をした後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定により個人番号又は法人番号が初めて通知された場合　その者のその通知を受けた後の氏名又は名称、住所及び個人番号又は法人番号

第八十二条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に、「場所）」を「場所。以下この号において同じ。）及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所）」に改める。

第八十三条第一項第一号イ中「及び住所」を「、住所」に改め、「いう。）」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所等。以下この項において同じ。）」を加え、同項第二号イ及び第三号イ中「及び住所等」を「、住所等及び個人番号又は法人番号」に改める。

第八十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。

第八十四条の二の見出し中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「給付補てん金、」を「給付補塡金、」に改め、同項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、氏名又は名称及び住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地。次条から第八十七条（損害保険等給付の支払調書）までにおいて同じ。）」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同項第五号中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に、「給付補てん金、」を「給付補塡金、」に改め、同条第二項中「給付補てん金等」を「給付補塡金等」に改め、同項第二号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第八十五条第一項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「所在地」の下に「及び個人番号又は法人番号」を加える。